

国の「まん延防止等重点措置」の適用延長の影響により、大きな影響を受けている県内全域のすべての業種の中小企業・小規模事業者には、**10万円**を支給

○対象者

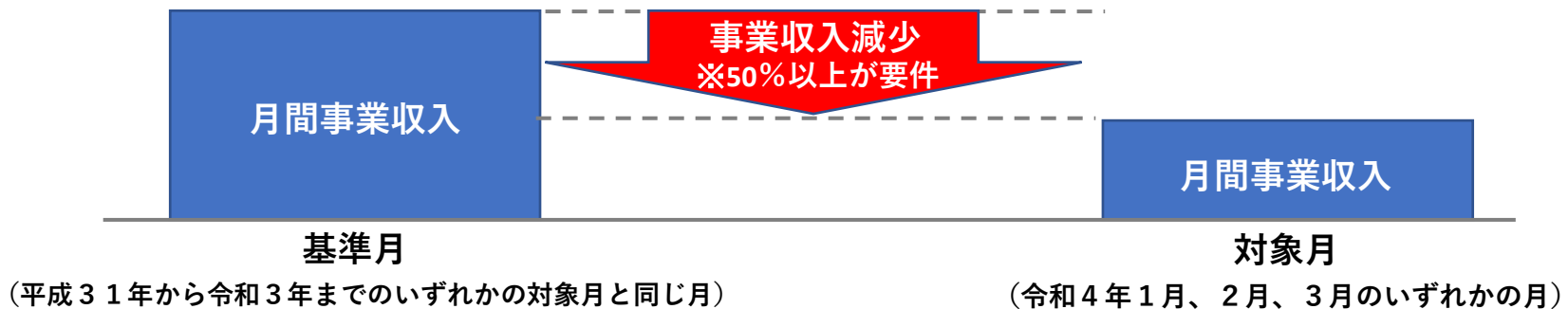
県内の中小企業・小規模事業者

※時短要請に係る協力金を受給した飲食店等を除く。

○主な支給要件

- ① 令和4年1月から3月までのいずれかの月の事業収入が、基準月（平成31年から令和3年までのいずれかの同月）の事業収入と比較して**50%以上減少**していること
- ② 上記①の基準月の事業収入額が10万円以上であること

※飲食店等協力金との併給は不可 ※国の「事業復活支援金」との併給は可



事業復活支援金（国）

対象者 新型コロナの影響で、
2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、
2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月（基準月）の売上
高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した中小法人・個人
事業者

給付額 **中小法人等** 上限最大**250**万円 **個人事業者等** 上限最大**50**万円

給付額算定式 基準期間の売上高－対象月の売上高×5ヶ月分

基準期間：2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間（基準月を含む期間であること）

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～ 5億円以下	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※ 年間売上高とは、基準月を含む事業年度の年間売上高

相談窓口 **事業復活支援金事務局** **0120-789-140**

午前8時30分～午後7時（土日、祝日を含む全日対応）